

社会保険労務士賠償責任保険制度

申込
締切

毎月加入可

毎月25日までにWeb申込み、
月末までに保険料お振込み
いただいた場合、翌月1日
午後4時より補償開始

社会保険労務士業務上のリスクを補償します。

業務を安心して遂行していただくために、本保険に是非ともご加入ください。

保険の内容

本保険は、被保険者または業務の補助者（被保険者の社員、使用人、その他業務を補助する方）が、行った社会保険労務士業務により発生した不測の事故について、保険期間中に日本国内において損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担したことによって被る損害を補償するものです。保険会社の同意を得て支出した争訟費用（弁護士費用など）も補償の対象となります。

保険の対象

となる

社会保険労務士業務

本保険では、次の社会保険労務士業務が対象となります。

- (1) 社会保険労務士法第2条第1項第1号から第1号の3までに規定する申請書などの書類の作成、提出の代行および事務の代理等の事務
- (2) 社会保険労務士法第2条第1項第2号に規定する帳簿書類の作成等の事務
- (3) 社会保険労務士法第2条第1項第3号に規定する相談・指導等の事務
- (4) 社会保険労務士法第2条第1項第1号の4に規定する個別労働紛争のあっせん代理業務
- (5) 社会保険労務士法第2条第1項第1号の4から第1号の6までに規定する紛争解決手続代理業務（上記（4）で規定するものを除きます。）
- (6) 社会保険労務士法第2条の2第1項に規定された補佐人の業務

※労働保険事務組合として受託した業務につきましては、お支払いの対象となりません。事務組合特約にあわせてご加入ください。

※（5）の業務については、全国社会保険労務士会連合会にて紛争解決手続代理業務の付記を受けている間に行った場合に対象となります。

お支払いする保険金・お支払い方法

被保険者が負担する次の賠償金または費用に対して保険金をお支払いします。

- ①法律上被害者に支払うべき損害賠償金
*賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要になります。
- ②万一訴訟になった場合の弁護士報酬などの争訟費用
*引受保険会社の書面による同意が必要になります。
- ③引受保険会社の求めに応じて、引受保険会社への協力のために支出された費用

保険金のお支払い方法

- ・左記①の損害賠償金については、その額から免責金額（自己負担額）10万円を差し引いた額に以下の縮小支払割合（*）を乗じて算出された額について、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。
（*）助成金関連業務に起因する損害：70%、それ以外の業務に起因する損害：90%
- ・左記②～③の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります。ただし、②の争訟費用については、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

以下の事由に起因する損害や、被保険者が以下の損害賠償責任を負担することによって被る損害については保険金をお支払いいたしません。

- (1) 労働社会保険諸法令の規定による延滞金または追徴金
- (2) 納付すべき保険料、納付金、拠出金その他労働社会保険諸法令の規定による徴収金を期限内に納付せず、またはその額が過小であった場合において、本来納付すべき徴収金の全部もしくは一部に相当する金額につき、被保険者が被害者に対して行う支払
- (3) 被保険者又はその社員、使用人、その他被保険者の業務を補助する者の犯罪行為、または他人に損害を与えるべきことを予見しながら行った行為（不作為を含みます）
- (4) 不正に保険給付を受けること、不正に保険料の賦課または徴収を免れること、その他労働社会保険諸法令に違反する行為

- (5) 被保険者に対する請求が保険期間の開始前に発生した事由により、なされるおそれがあることを保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に知っていた場合（知っていたと推定される合理的な理由がある場合を含みます。）はその事由。
- (6) 秘密の漏えい（内、情報漏えいに起因する事故については、サイバーリスク保険(特約)・サイバーリスク保険(情報漏えい限定補償プラン)(特約)で補償されます。)
- (7) 他人の身体の障害または財物の滅失、破損、汚損、紛失、盗取もしくは詐取（ただし、当ページ記載の「保険の対象となる社会保険労務士業務」のうち(1)(2)の業務のために被保険者が管理する他人の印鑑または各種証書の滅失、破損、汚損、紛失または、盗取を除きます。)
- (8) サイバー攻撃に起因する損害

等

保険料

●年間保険料は、保険期間2023年12月1日午後4時から2024年12月1日午後4時までの1年間のものです。
※保険料は、ご加入時に1年分(中途加入の場合は加入月数分)を一括してお支払いいただきます。

1 保険料計算方法

■年間保険料(2023年12月1日~1年間でご加入の場合)

【計算式】年間保険料は、人数×年間保険料で計算します。

$$\boxed{\text{名}} \times \boxed{\text{円}} + \boxed{\text{名}} \times \boxed{\text{円}} = \boxed{\text{円}}$$

・開業社労士は1名
 ・社労士法人は社員数^(※1)

(a)開業社労士・法人の社員
年間保険料

その他職員人数

(b)その他職員
年間保険料

年間保険料

タイプ	支払限度額		年間(12ヶ月)		保険料(1名あたり)	
	1請求当たり	保険期間中	(a)開業社労士・法人の社員	(b)その他職員	(参考)1ヶ月あたり 開業社労士・法人の社員	その他職員
A	1,000万円	3,000万円	13,200円	2,040円	1,100円	170円
B	2,000万円	6,000万円	17,760円	2,760円	1,480円	230円
C	3,000万円	9,000万円	20,160円	3,000円	1,680円	250円

※免責金額(自己負担額):1請求あたり10万円

ご希望の契約タイプと、事務所人数(開業社労士の場合は「開業社労士1名とその他職員人数、社労士法人の場合は「法人の社員数^(※1)とその他職員人数」)により、保険料を計算します。

更新保険料の算出における人数の取扱いは、更新期間中(2023年9月8日~10月13日)の人数により算出してください。

●ご更新で変更手続がない(自動更新)場合、前年同等の内容で更新されます。

※開業社労士・法人の社員とその他職員で保険料が異なります。

*1「社労士法人」の社員とは社労士法人の出資者であって、業務を執行する権利義務がある方で、社労士法人に雇用される従事者以外の方です。

保険料算出における人数の取扱い

- ・この保険は、加入依頼日の事務所人数で保険料を算出します。
- ・事務所人数とは、開業社労士の場合は「開業社労士1名とその他職員人数」、社労士法人の場合は「法人の社員数とその他職員人数」をいいます。
- ・社労士法人の場合は、法人の代表者が、従たる事務所的人数を含む法人全体の人数により保険料を算出してください。



ご注意!

- その他職員**とは社労士事務所もしくは社労士法人に所属し、社労士業務に関与する全ての方々(事務所に勤務する勤務社労士、事務職員などの従業員)を言います。社労士業務に携わらない方(経理業務のみ等)や、産休、育休等で休業中の方は人数に含める必要はありません。なお、社労士が行政書士・税理士等を兼業し、事務職員が兼任している場合や、社労士業務に関与されている場合は人数に含まれます。
- 臨時の職員**の場合、年間を通じて30日以上雇い入れることになる場合は、人数に加えてください。
- 短時間労働者(パート)**の場合は、加入依頼時におけるパート全員の1週間の合計延べ労働時間をもとに人数を規定します。合計延べ労働時間を40時間で割り、算出した数の小数点以下を切り上げてください。

(例) 週2日4時間のパートが1名、週3日5時間が1名： $(4時間 \times 2日 \times 1名 + 5時間 \times 3日 \times 1名) \div 40時間 = 0.575 \Rightarrow 1名$
週5日5時間のパートが2名の場合： $(5時間 \times 5日 \times 2名) \div 40時間 = 1.25 \Rightarrow 2名$

2 保険期間中の人数変更について

本保険は、加入依頼日の開業社労士もしくは社労士法人の社員数とその他職員人数により年間保険料を算出し、確定します。したがって、保険期間中に、保険料計算の基礎となる事務所人数に変更が生じて、変更のお手続きは不要です(保険料の追加、返戻は行いません。)

※ただし、個人でご加入の方が法人を設立した場合は、事務所人数の変更の有無にかかわらずお手続きが必要です。

加入資格 全国社会保険労務士会連合会に登録されている開業社会保険労務士、社会保険労務士法人およびその法人の社員である社会保険労務士

保険期間 2023年12月1日午後4時~ 中途加入も可能です。
2024年12月1日午後4時

◎「サイバーリスク保険(特約)」、「サイバーリスク保険(情報漏えい限定補償プラン)(特約)」も取り扱っています。
デジタル化の進展にともなって急速に高まるサイバーリスクに対応します。
是非ご加入をご検討ください!

このご案内は全国社会保険労務士会連合会を保険契約者とし、全国社会保険労務士会連合会に登録されている開業会員等を被保険者とする団体契約の社会保険労務士賠償責任保険の概要についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ずパンフレットをよくお読みください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。

お申込・パンフレット閲覧は代理店WEBサイトより可能です。 こちらの二次元コードからもアクセスできます



<https://www.sr-service.jp/>

取扱代理店

(申込手続等のご照会、お問い合わせ先)

有限会社 エス・アール・サービス
〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町3-2-12 社会保険労務士会館
TEL:03-6225-4873
[受付時間]平日9:30~12:00,13:00~17:00
(<https://www.sr-service.jp>)

引受保険会社

(ご意見、ご相談先)

(幹事) 東京海上日動火災保険株式会社
(担当窓口) 広域法人部法人第二課
〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4
TEL:03-3515-4153 [受付時間]平日9:00~17:00
※この保険契約は、共同保険契約です。引受保険会社等の詳細は、パンフレットをご確認ください。